

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章 （略） 第五章 雜則（第四十五条～第四十九条） 附則	目次 第一章～第四章 （略） 第五章 雜則（第四十五条～第四十七条の三） 附則
（少額短期保険業者の特定関係者）  第三十八条の十 法第二百七十二条の十三第二項において準用する 法第一百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は 、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 当該少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権を 保有する少額短期保険主要株主（法第二百七十二条の三十四第 一項に規定する少額短期保険主要株主をいう。以下この条及び 第四十八条第八項から第十項までにおいて同じ。） 三 当該少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社 (法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持 株会社をいう。以下この条並びに第四十八条第十三項及び第十 四项において同じ。） 四～十 （略）	（少額短期保険業者の特定関係者）  第三十八条の十 法第二百七十二条の十三第二項において準用する 法第一百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は 、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 当該少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権を 保有する少額短期保険主要株主（法第二百七十二条の三十四第 一項に規定する少額短期保険主要株主をいう。以下この条及び 第四十七条の二第八項から第十項までにおいて同じ。） 三 当該少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社 (法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持 株会社をいう。以下この条並びに第四十七条の二第十三項及び 第十四項において同じ。） 四～十 （略）

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第四十四条の二 保険仲立人は、法第二百九十四条第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険仲立人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第二百九十四条第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社等、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。）、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社等、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。）、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保

険募集人をいう。第四十九条第一項及び第三項において同じ。

（）又は保険仲立人（以下この条において「保険業者」と総称する。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合

## 二一八 （略）

### （保険会社等に関する権限の財務局長等への委任）

#### 第四十七条 （略）

2 前項各号に掲げる権限で営業所等（保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は保険会社の子法人等（法第二百二十八条第二項に規定する「子法人等」）をいい、その施設を含む。）、保険会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）、法第二百九十四条に規定する特殊関係者（その施設を含む。）、外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）を規定する免許特定法人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及

険募集人をいう。第四十七条の三第一項及び第四項において同じ。）又は保険仲立人（以下この条において「保険業者」と総称する。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合

## 二一八 （略）

### （保険会社等に関する権限の財務局長等への委任）

#### 第四十七条 （略）

2 前項各号に掲げる権限で営業所等（保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は保険会社の子法人等（法第二百二十八条第二項に規定する「子法人等」）をいい、その施設を含む。）、保険会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）、法第二百九十四条に規定する特殊関係者（その施設を含む。）、外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）、法第二百二十六条第二項に規定する免許特定法人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及

びこれらの者の施設を含む。）、保険金信託業務を行う生命保険会社等とその業務に関して取引をする者（その施設を含む。）若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該保険会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）、当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）、当該免許特定法人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (16) (略)

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十八条 (略)

2・3 (略)

4 前項第十七号及び第十八号に規定する権限で営業所等（少額短

びこれらの者の施設を含む。）、保険金信託業務を行う生命保険会社等とその業務に関して取引をする者（その施設を含む。）若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (16) (略)

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十七条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項第十七号及び第十八号に規定する権限で営業所等（少額短

期保険業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は少額短期保険業者の子法人等（法第二百七十二条の二十二第二項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上）の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5  
5 (16) (略)

(保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇六 (略)

七 法第三百五条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに

期保険業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は少額短期保険業者の子法人等（法第二百七十二条の二十二第二項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上）の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5  
5 (16) (略)

(保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十七条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇六 (略)

七 法第三百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに

提出の命令並びに立入検査及び質問

八〇十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇九 (略)

十 法第三百五条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

一一〇十四 (略)

3 第一項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で営業所等（特定保険募集人若しくは保険仲立人）（以下この項及び次項において「特定保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所又は特定保険募集人等と保険募集の業務に関する取引する者（その施設を含む。）若しくは特定保険募集人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該特定保険募集人等と保険募集の業務に関する取引する者又は当該特定保険募集人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者

立入検査及び質問

八〇十一 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇九 (略)

十 法第三百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

一一〇十四 (略)

3 第一項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で特定保険募集人又は保険仲立人（以下この項及び次項において「特定保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下の項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

を含む。)が個人の場合にあつては、その住所又は居所。(以下この項において同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 前項の規定により、特定保険募集人等の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定保険募集人等の主たる事務所又は当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

5・6 (略)

4 前項の規定により、特定保険募集人等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定保険募集人等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

5・6 (略)